

茂原都市計画道路の変更（千葉県決定）

1. 都市計画道路中 3・4・7号大芝鷲巣線及び3・6・11地美長者ヶ台線を次のように変更する。

種別	名称		位置			区域 延長	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地		構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における 鉄道等との交差の構造	
幹線街路	3・4・7	大芝鷲巣線	茂原市大字 大芝字西割	茂原市大字 鷲巣字南町	茂原市大字 八千代 1丁目	約4,770m	地表式	2車線	16m	幹線街路と平面交差7箇所	
幹線街路	3・6・11	地美長者ヶ台線	茂原市大字 高師字地美	茂原市大字 早野新田字 長者ヶ台	茂原市大字 高師字 六合野	約3,720m	地表式	2車線	11m	JR外房線と立体交差2箇所 幹線街路と平面交差6箇所	

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理由

長期未着手の都市計画道路の見直しにより、本路線に接続する都市計画道路が廃止されることから、交差点部において一部区域の変更を行うものである。

茂原都市計画道路の変更理由

これまでの都市計画道路は、人口増加と経済成長による市街地拡大や交通需要の増加を前提に計画されてきた。しかし、近年、少子高齢・人口減少社会の到来に伴い、拡大・拡散型のまちづくりからコンパクトなまちづくりへと転換期を迎えており、市街地を形成する都市計画道路を取り巻く環境が大きく変化している。

このような中、市では、「千葉県都市計画道路見直しガイドライン」に基づき、平成22年から都市計画道路の必要性等の検討を行ったところである。その検討結果を踏まえ、今回、3・4・7号大芝鷲巣線及び3・6・11号地美長者ヶ台線の2路線について変更を行うものである。

3・4・7号大芝鷲巣線は、JR外房線南側の東西方向の主要な骨格道路として決定された延長約4,770m、幅員16mの路線であり、本路線に接続する3・4・14号富士見落合台線の廃止に伴い、交差点部において付加車線が不要となることから、一部区域を変更し、併せて新たに車線数を2車線に決定する。

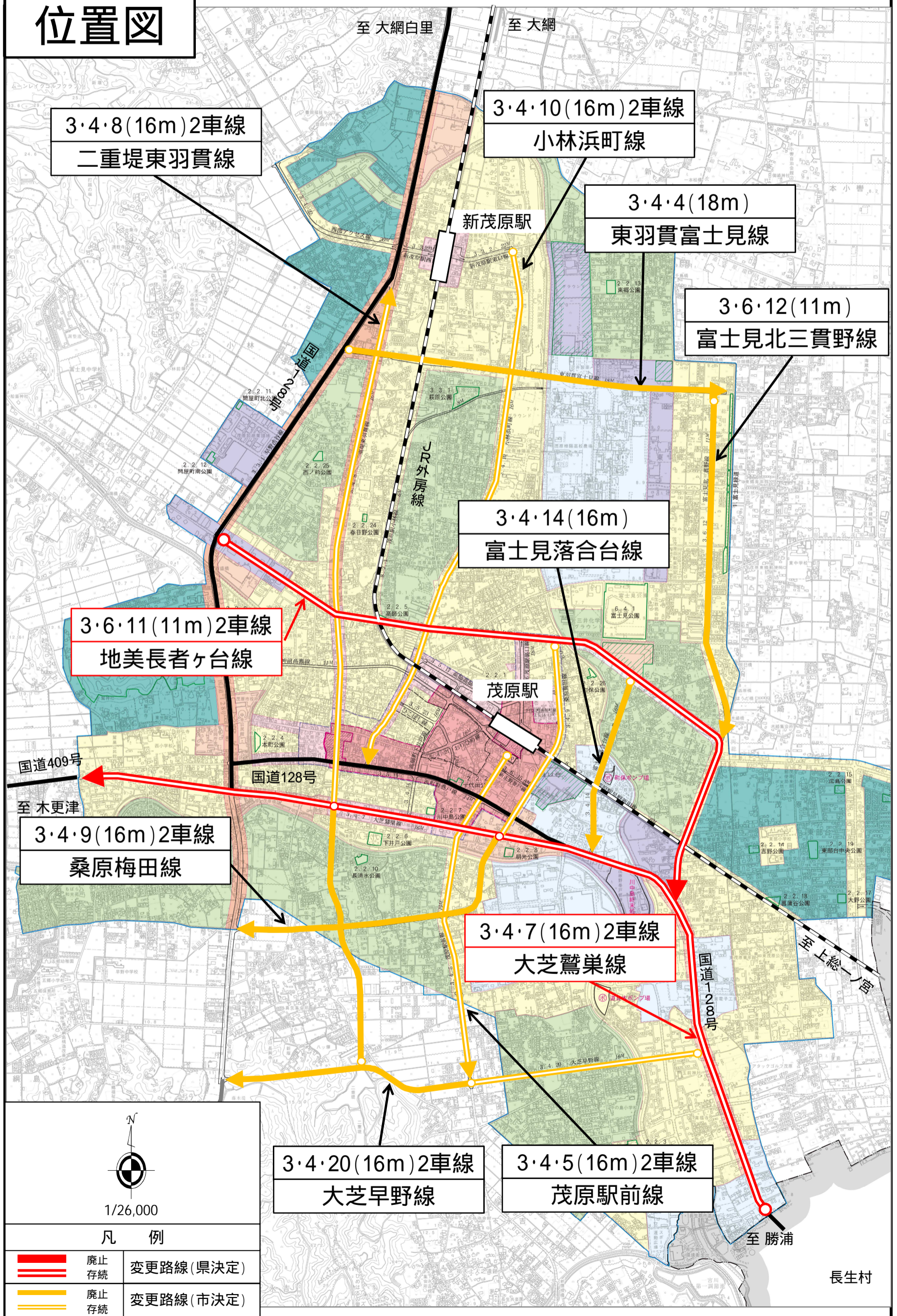
また、3・6・11号地美長者ヶ台線は、JR外房線北側の東西方向の主要な骨格道路として決定された延長約3,770m、幅員11mの路線であり、本路線に接続する3・4・14号富士見落合台線及び3・6・12号富士見北三貫野線の廃止に伴い、交差点部において付加車線及びすみ切りが不要となることから、一部区域を変更し、併せて新たに車線数を2車線に決定する。

茂原都市計画道路の変更の概要（千葉県決定）

名 称		変 更 の 内 容									
番 号	路 線 名	旧番号	旧路線名	起 点	終 点	線 形	延 長 (m)	構 造 形 式	幅 員 (m)	車線の数	備 考
3・4・7	大芝鷲巣線	-	-	-	-	-	-	-	-	2車線	3・4・14号線を廃止することによる付加車線の廃止
3・6・11	地美長者ヶ台線	-	-	-	-	-	-	-	-	2車線	3・4・14号線を廃止することによる付加車線の廃止 3・6・12号線を廃止することによるすみ切りの廃止

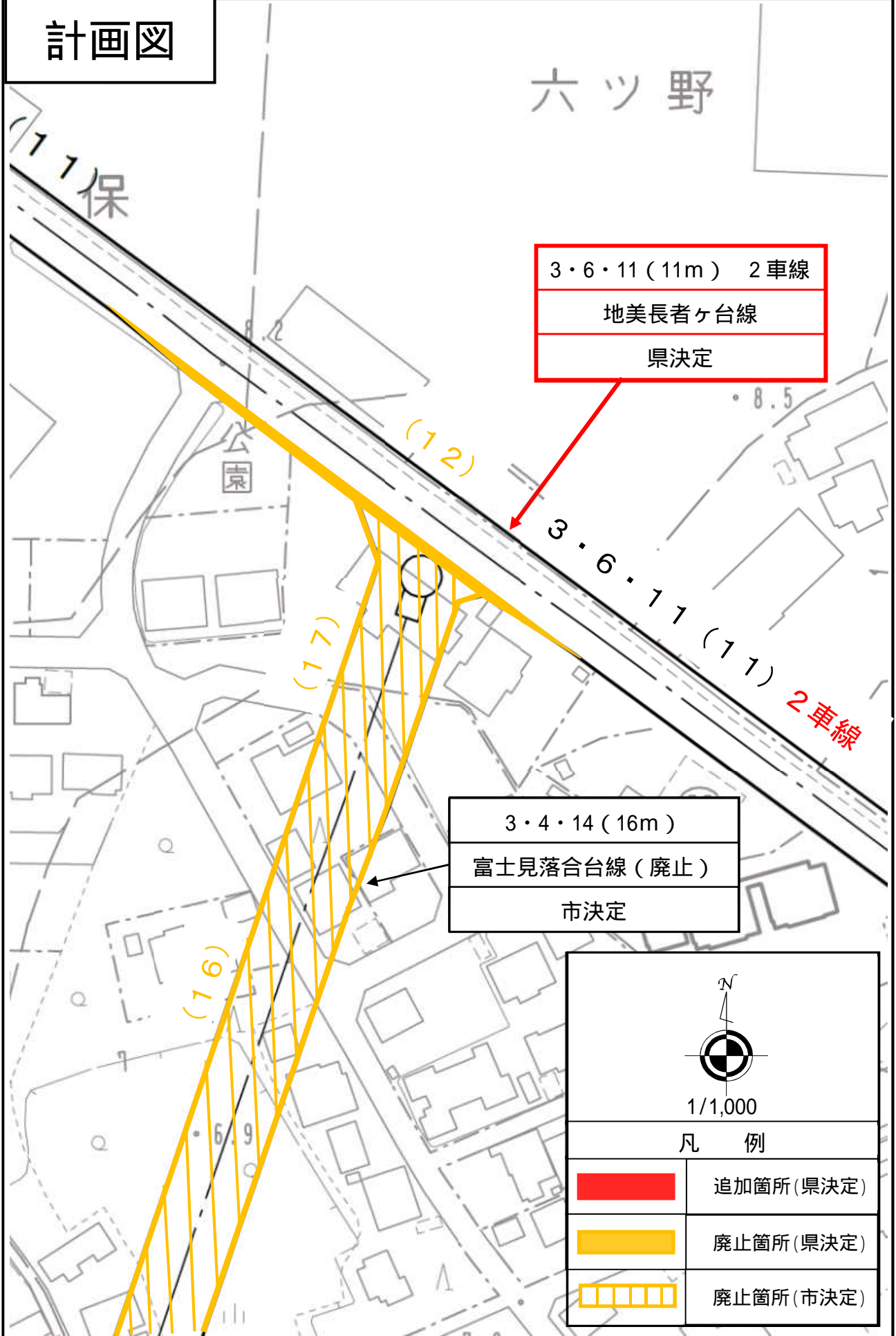
茂原都市計画道路の変更について（千葉県決定）

位置図



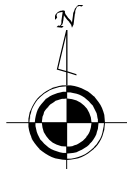



茂原都市計画道路の変更について（千葉県決定）

計画図



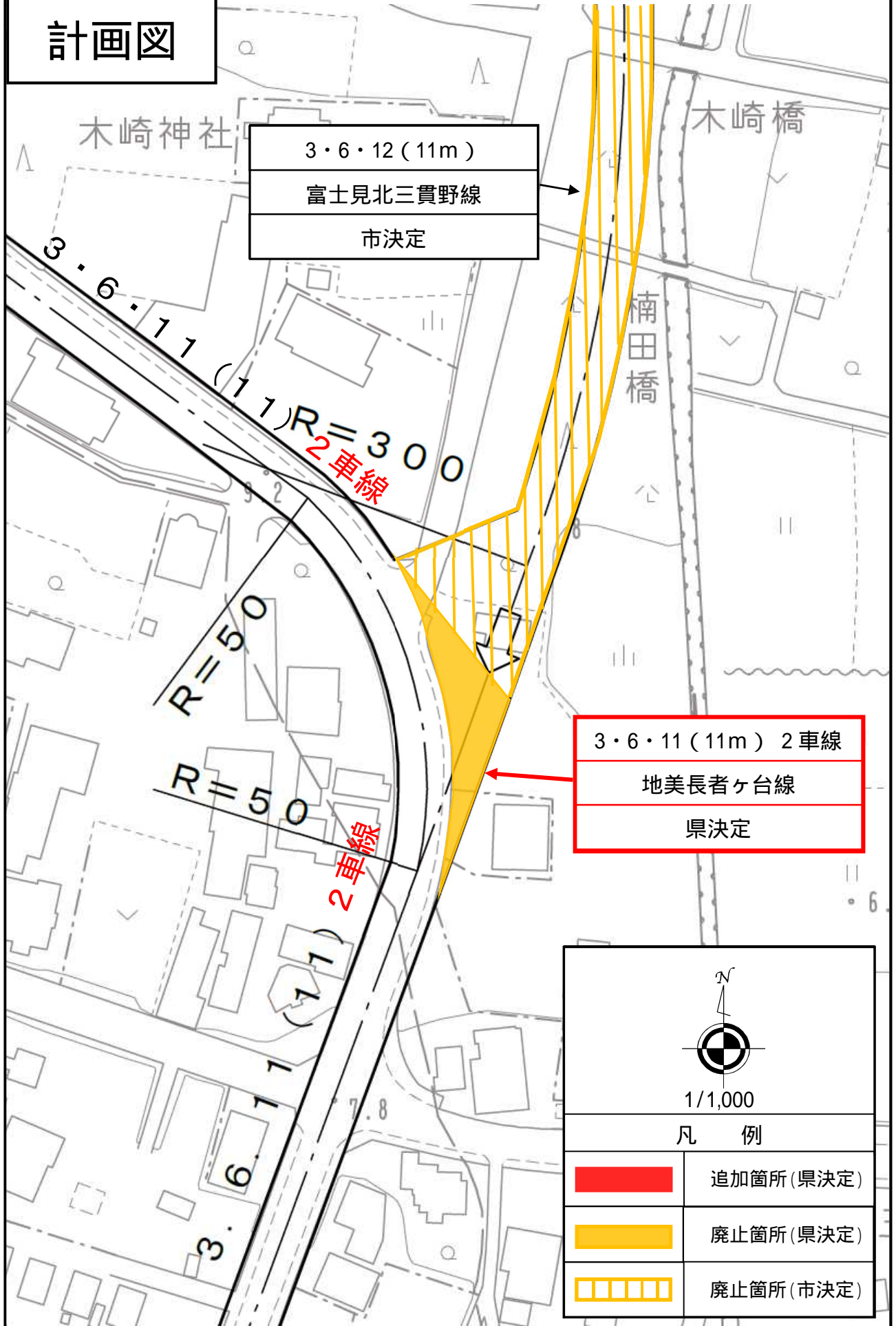
3・6・11 (11m) 2車線
地美長者ヶ台線
県決定

3・4・14 (16m)
富士見落合台線 (廃止)
市決定

 1/1,000	
凡 例	
	追加箇所 (県決定)
	廃止箇所 (県決定)
	廃止箇所 (市決定)

茂原都市計画道路の変更について（千葉県決定）

計画図



茂原都市計画道路の変更について（千葉県決定）

計画図

